



いずみの森義務教育学校いじめ防止の取組

基本方針 いじめを「しない させない 許さない」

- ①いじめは人権侵害・犯罪行為であることを伝える。
- ②いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守り通す。
- ③いじめる子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。



いじめを許さない学校



「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こり得る」という認識の下、心理的安全性のある集団作りを通して、問題が小さいうちに解決していく。

【未然防止に向けて】

- ・いじめ防止授業の実施（年に3回実施）
- ・いのちの大切さを考える授業の実施
- ・人権教育の推進、道徳科授業の活用
- ・児童・生徒会による取組
- ・生活委員会のいじめ防止の取り組み

【早期発見に向けて】

- ・記名式いじめアンケートの実施（ふれあいアンケート6月・11月・2月 全学年）
- ・「相談できる大人」の有無の把握・対応
- ・QUによる学校生活意欲や学級満足度の把握（5，7年）
- ・スクールカウンセラーによる全員面談（5，7年）

【早期対応に向けて】

- ・いじめに関する教員研修
- ・SOSの出し方に関する授業実施
- ・担任による子どもとの面談、個別指導
- ・「気になる子ども」の把握・継続的対応
- ・「子ども見守りシート」の活用

「全ての子どもがいじめをしない人に育つことを支える」視点を大切に

いじめが起こってしまったときはもちろん、児童・生徒指導は組織的対応を行う。

【いじめ対応のための時間を活用】（毎週水曜日14：20～15：05）

- 全体会 児童・生徒の情報共有 いじめ防止に関する研修等
 - いじめ対策委員会 校長、副校長、生活指導主任（前期・後期）、養護教諭、スクールカウンセラー、特別支援教育コーディネーター、特別支援員、学年主任、当該学級担任（案件があった場合）
 - 参加しないメンバー 経過観察・情報の検証と共通理解 議事録の確認と整理 日常の記録
- 必要に応じて・被害児童生徒の安全確保・加害児童生徒指導・情報提供児童生徒の安全確保・関係諸機関との連携・臨時保護者会を適時行う。

